

生活管理指導員派遣事業

社会適応が困難な高齢者（65歳以上の虚弱なひとり暮らしの高齢者）の方を訪問し日常生活、家事および対人関係の構築に対する支援、指導を行う事業です。ただし、介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方、または町内の同一区域内で子どもが居住している場合は、本事業のサービスは利用できません。この事業には利用料が必要です。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

ひとり暮らし老人等あんしんシステム（緊急通報装置）貸与

介護認定を受けているひとり暮らし高齢者の方、ひとり暮らしの重度身体障害者の方、またはひとり暮らしの突発的な症状で生命に危険のある持病をお持ちの方を対象に、緊急通報装置の貸与を行っています。

町内の同一区域内に、お子さまがお住みの方には、貸与できません。
●貸与費用
設置工事費

1,534円（設置時）
電池代 400円（2年に一回）
問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

生きがい活動支援通所事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等（介護保険法に規定する要支援・要介護と認定された方は除く）で、家に閉じこもりがちな方を対象に有田川町公共施設において、娯楽・機能訓練等のサービスを行う事業です。この事業には利用料が必要です。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

老人日常生活用具の給付制度

ひとり暮らし高齢者等（おおむね65歳以上）で町民税非課税世帯の方に対し、日常生活の便宜を図るため、次の用具の給付を行っています。給付には、事前に申請が必要です。

- 基準額
- 火災警報器（取付費は除く） 4,000円
- 電磁調理器（卓上式のもの） 20,000円
- 自動消火器 30,900円

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

介護サービスに関する事業をご紹介します

【高齢者福祉通院外出事業】
介護保険法に規定する介護保険の認定（要介護1以上）を受けられている概ね65歳以上の方で、車椅子・

ストレッチャー等を使用しなければ移動が困難な方に、医療機関への通院の支援を行う事業です。この支援を受けるためには、町に申請し、「外出事業利用者証」の交付を受ける必要があります。また、利用時には、利用料がかかります。

【高齢者介護手当支給事業】

有田川町内に住所を有する年齢65歳以上の方で、介護保険法に規定する要介護3・4・5と認定された方（特別障害者手当の支給を受けることができずの方は除く）を、在宅で介護している介護者（同町内に住所を有する）に対して、月2,000円の手当を支給する事業です。この事業には申請が必要です。

【老人紙おむつ支給事業】

介護保険法に規定する要介護1以上と認定され、常時失禁状態の方で在宅で介護を受けられている方に紙おむつ購入費を助成する事業です。この事業には、申請が必要で、支給要件（所得要件等）があります。

問い合わせ／金屋庁舎長寿支援課

労働安全衛生法に基づく講習

労働安全衛生法に基づく講習等を実施しています。講習時間は何れも9時～17時（講義内容により変更があります。）です。場所は和歌山県

建設会館3階会議室です。講習会の受付は、講習会開催の約1ヶ月前です。講習料は当方に御持参いただくか、または現金書留でお願いします。受講料などにはテキスト代が含まれます。定員になり次第、締め切ります。申込者が少数の場合は、講習会を取り止めさせていただく場合があります。

講習の名称	日時	受講料など	受付開始日
車両系建設機械（解体用）運転技能特別講習第1種	4月7日（火） 午後1時～	¥5,900	3月9日（月）～
車両系建設機械（解体用）運転技能特別講習第3種	4月21日（火） 午後1時～	¥8,000	3月23日（月）～
自由研削といし取替え試運転作業者（実技含む）	5月11日（月）	¥7,300	4月13日（月）～
施工管理者等のための足場点検実務者研修	5月19日（火） 午後1時～	¥6,900	4月20日（月）～
建設業等における熱中症予防指導員研修	6月4日（木） 午後1時～	¥6,900	5月7日（木）～
足場の組立て等作業主任者	7月14日（火）～ 7月15日（水）	¥10,300	6月15日（月）～
職長・安全衛生責任者教育（リスクアセスメント含む）	7月22日（水）～ 7月23日（木）	¥12,900	6月22日（月）～

問い合わせ／建設業労働災害防止協会和歌山支部
☎073・436・1327